

自家製	既製品で「自家製パン」「自家製漬物」	
	外注で作った「自家製ソーセージ」	?
	オリジナルのレシピで外部に委託製造した「自家製ハム」	?
フレッシュ	容器詰めのジュースを「フレッシュジュース」	X
	冷凍保存の品で「フレッシュサーモンのマリネ」	X
鮮魚	冷凍の魚を「鮮魚」	?
	冷凍マグロで「旬鮮魚のお造り」	?
高原野菜	愛知県産キャベツを「高原キャベツ」	?
	茨城県産水菜で「高原野菜」	?

△は食品表示法上の区分「ガイドライン」に定められておらず、△は食品表示法上の区分は原則と無関係、△は食品表示法上の区分は原則と無関係

朝日新聞記事より転載

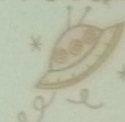
H26.3 消費者庁修正
 名称が社会に定着しているものはOK
 ・サケ弁当(サーモントラウト にじます使用) ・鴨南蛮(合鴨使用)



様々な悪質商法②

・見本工事商法

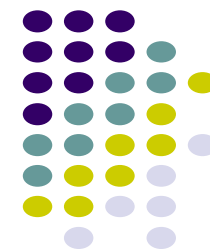
→工業者が、「カタログに掲載したり、宣伝に使わせてもらったりするための見本工事だから通常より特別に安く工事を行います。」等と言って消費者に工事契約を締結させ、手抜きやずさんな工事を高額な金額で行う。



・催眠商法(SF商法)

→会議室・貸店舗等の密室空間に消費者を集め、当初は無料で安価な生活雑貨を配布する。無料という状況の中で参加している消費者は次第に興奮状態に陥り、羽毛布団、健康器具、健康食品等を高額な金額で売りつけられてしまう。

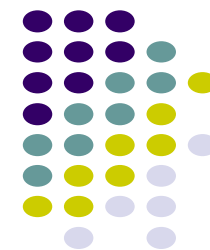
受講生の感想



- 消費者を狙った悪質な手口がたくさんあるのがわかった。日本には消費者の利益を保護する法律があるので、もし被害にあった場合には、法律事務所や消費者センターに相談に行こうと思った。
- 消費者センターというものがあることが分かったので、何か問題が起きた時は、一人で抱え込まずに相談しようと思った。

- 消費者として自分がどんな選択をすべきか、自由に消費できることの幸せと難しさを考えることができた。
- 消費者は商品の広告に流されるだけでなく、疑問を感じたりや批判意識をもつことが大切だと思った。
- 私たちは消費者の権利を主張するだけでなく、消費者の役割をしっかりと担っていかなければいけないと思った。

- 周囲の広告や流行に流されて、消費者としての主体性を失ってしまっているのかもしれない。
- 豊かな国に住み、便利な生活をしているからこそ、考えるべきことはたくさんあるのだと思った。
- 我々の消費が、世界の子どもたちや、未来にまで影響していることを自覚すべきであると思った。



御静聴ありがとうございました

